

関税定率法基本通達 4 - 8 (4)八に規定する
「通常要すると認められる保険料の額」

適用期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

C&F 価格帯	航空貨物	海上貨物
100 万円以下	3,000 円	3,000 円
100 万円超	C&F 価格に 0.003 を乗じて算出される額	C&F 価格に 0.003 を乗じて算出される額

(注)

平成 28 年 1 月から 12 月における航空貨物・海上貨物別の輸入申告実績を基に算出。

C&F 価格帯 100 万円以下の貨物に係る額 (3,000 円) は、当該価格帯の申告における保険料の額の中央値 (メディアン)。

C&F 価格帯 100 万円超の貨物に係る係数 (0.003) は、当該価格帯の申告における C&F 価格に対する保険料の比率の中央値 (メディアン) (小数点以下第 4 位を四捨五入。)。